

大項目		中項目		小項目		施策		内容	令和6年度・令和7年度達成状況	今後の課題や取組予定
1	計画の推進	(1)	計画の策定等	①	計画の策定等	i	計画の推進	実態調査の結果や三鷹市障がい者地域自立支援協議会等での議論を踏まえて策定した「第三期障がい者(児)計画」の計画的な推進を図る	三鷹市障がい者地域自立支援協議会や各専門部会を開催し、計画の推進の向けて、課題の検討し、課題解決に向けて議論をした。	おおむね予定どおりできているが、担当部署等が多岐にわたるため、進捗状況の分析・評価について適切に行えるよう、仕組みについての検討が必要と考える。
						ii	個別計画・関連計画との連携	・地域福祉計画をはじめ、子ども・子育て支援計画や高齢者計画等、ライフステージに応じた個別計画との連携・整合を図る ・教育、スポーツ等の分野の関連計画との連携、協働に取り組む	各計画に基づき、連携・整合性を図るよう努めた。	第四期障がい者(児)計画も、ライフステージに応じた各計画との連携・整合を図る。
						iii	計画や進捗状況の周知	計画やその進捗状況等について、「広報みたか」や市ホームページ等を通じて、周知を図る	市ホームページにて、障害福祉サービス等の実績値を掲載した。	障害福祉サービス等の実績については、三鷹市障がい者地域自立支援協議会議事録資料として市のホームページに掲載をしたが、計画の進捗状況についての広報ができていないため、周知方法について検討したい。
				②	計画の評価・検証	i	評価・検証	成果目標及び活動指標(障害福祉サービス等の見込量)等の状況等について、三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、評価・検証を行う	自立支援協議会にて、各年度の障害福祉サービス等の実績値を報告し、委員から意見をもらった。	評価・検証を行う時間が取らなかったため、実施できなかった。時間の制限があるため、どのようにして、評価・検証を行うか課題が残る。
		(2)	計画の推進	①	障がい者地域自立支援協議会の運営の充実	i	計画の進捗状況の確認、必要な施策の検討や先進事例の調査研究	三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況を確認し、必要な施策の検討や先進事例の調査研究を行う	三鷹市障がい者地域自立支援協議会にて、計画目標に対する課題を検討し、必要な施策の共有を図った。	自立支援協議会で検討された課題を基に、第四期障がい者(児)計画策定に努める。
				②	庁内関係部署との連携強化	i	庁内関係部署との情報交換	保健、介護、保育、教育等、庁内の関係部署との連携・協力(横の連携)を強化するために、随時情報交換等を行う	切れ目のない支援を続けていくため、関係部署との情報交換に努めた。	今後も関係部署との連携強化に努め、随時情報交換等を行っていく。
				③	関係機関との連携	i	施策の検討	三鷹市障がい者地域自立支援協議会を活用し、関係機関とのネットワークを構築・連携し、様々な視点から施策の検討を行う	専門部会で協議した地域課題について、自立支援協議会で発表・課題の共有し、必要な施策について話し合った。	自立支援協議会にて検討された必要施策について、第四期障がい者(児)計画に反映していくよう努める。
						ii	関係団体との連携強化	社会福祉法人等の関係団体等や地域に密着した活動を行う団体や企業等との連携を強化することにより、障がい者施策の充実を図る	みたかスポーツフェスティバルや作品展を通じて、関係団体との連携を深め、障がい者施策の充実を図った。	引き続き、イベント等を通じて関係団体と連携を深め、障がい者施策の充実を努める。

大項目		中項目		小項目		施策		内容		令和6年度・令和7年度達成状況		今後の課題や取組予定	
2	互いを理解し、認め合う地域づくり	(1)	障がいに対する理解	①	心のバリアフリーの推進	i	広報・啓発活動	学校や地域におけるあらゆる機会や場において、広報・啓発活動の充実を図る	小学校では障がい理解のパンフレットを配布、成人式ではリーフレットを配布し、広報活動に努めた。また、市庁舎では福祉事業所の紹介展示を行い、障がい福祉に関する理解促進に努めた。	引き続き、小学校、成人式での広報に努める。また、今後も市庁舎にて障がいについての紹介展示を行っていきたい。今後は市庁舎だけではなく、他の場所で企画展示ができないか検討していく。			
						ii	機会提供	障がいのある人と児童・生徒、市民との交流の機会提供等を実施する	映画上映会、みたかスポーツフェスティバル等、交流の機会を設けた。	より多くの人が参加し、障がいについての理解が深まるよう、周知方法を検討したい。			
				②	地域住民の理解推進と支え合う意識づくり	i	障がいへの理解促進	みたかスポーツフェスティバルや心のバリアフリー推進事業等で地域住民が関わるきっかけづくりを進め、障がいへの理解を促進するための活動を積極的に行う	今年度も多くの方に、ポッチャや車いすバスケットボールなどの障がい者スポーツを体験してもらった。	引き続き、障がいのある方も安心して参加してもらえる環境づくりや障がいの有無に関わらず、多くの方に障がい者スポーツを体験してもらえるよう積極的な周知に取り組んでいく。			
						ii	ボランティア活動の振興	ボランティア講座等を通して、ボランティア活動の振興を図る	・ボランティア出前講座(小中学校等で開催) 【令和6年度:開催回数32回、延べ参加者3,153人】 【令和7年度:開催回数44回、延べ参加者3,199人】 ・生きづらさを抱えると関わるボランティア養成講座 【令和6年度:発達障がいについて、参加者23人(計2回)】 【令和7年度:依存症について、参加者11名(計1回)】	・課題 出前講座:小中学生のボランティア活動の促進 ボランティア養成講座:受講修了生が活動できる繋ぎ先 ・取組予定 出前講座:小中学校や地域からの要望の応じて実施予定 ボランティア養成講座:年1回実施予定			
						iii	相互理解と交流の推進	地域ケアネットワーク等を活用し、地域の中で障がいのある人と共に過ごし、時間を共有することで支え合う意識づくりに取り組む。障がいについての講座や勉強会等を積極的に行い、相互理解と交流を進める	市内の障がい者支援事業者が構成団体として地域ケアネットワークに参画し、日頃の活動やイベント情報を委員会等において共有することで、各団体間の相互理解を促進し、交流の深化を図った。	各地域ケアネットワークの地域向け講座や委員向け学習会で障がいをテーマとして継続的に取り上げるとともに、構成団体である障がい者支援事業者との交流の機会を拡充し、相互理解と連携を図る。			
						iv	障がいのある人への配慮や支援に繋がる環境づくり	ヘルプカードやヘルプマークの周知・普及を図り、障がいのある人への配慮や支援に繋がる環境づくりに努める	令和6年度広報みたかにて、障がいの特集号を組み、ヘルプマークをはじめ、障がいに関するマークについての説明、障がいのある方が日常生活で困っていること等についての周知を図った。また、ヘルプマークについては、市の窓口、希望があれば郵送にて送付することにより、普及を図った。	今後も広報みたか等を通じて、障がいについての理解促進に努める。			
				③	福祉教育の推進	i	教育委員会との連携	「ノーマライゼーション」や「インクルーシブ教育」の理念の一層の定着を図るため、教育委員会と連携し、福祉教育を推進する	学習指導要領に則り、道徳の授業等を通じて、福祉教育の推進を図っている。	おおむね予定どおりできており、引き続き学習指導要領に則り福祉教育の推進を図っていく。			
				(2)	障がい者差別の解消と合理的配慮の推進	①	障がい者差別解消の取組	i	市職員に対する研修の継続	「障害者差別解消法」の理念・趣旨等を正しく理解し、「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱」を踏まえた知識を習得し、職場での実践を図るために、市職員に対する研修を継続して進める	入庁2年次職員を対象に、障がいを理由とする差別解消推進に関する研修を実施し、障がいについての理解、窓口での対応の仕方について学ぶ機会となっている。また、令和6年12月1日付けで「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱」を改定し、職員への周知を図った。	引き続き、障がいを理由とする差別解消推進に関する研修を実施し、職員への知識普及及び意識向上に取り組む。	
								ii	周知・啓発	差別解消に向けて、リーフレットの配布や、障がいについての講座や勉強会等を通じて、市民・事業者等への周知・啓発を進める	イベント等で差別解消に関するチラシの配布を行った。	引き続き市民・事業者等への周知・啓発を進める。	
						②	合理的配慮の推進	i	周知・啓発	市民や事業者に向けた事例等を踏まえた講座等を実施し、理解の促進、周知・啓発に努める	三鷹商工会と連携し、商工会ニュースで合理的配慮についての周知を行った。	引き続き合理的配慮についての周知を進める。	
		(3)	障がい者の権利保障	①	障がい者虐待防止の取組	i	周知・啓発	障がい者虐待防止センターを中心に虐待防止の周知・啓発に努める	相談支援事業所連絡会等でリーフレットを配布し、周知・啓発を行った。	引き続き周知・啓発を行う。			
						ii	早期発見や早期対応	地域との協力や関係機関等との連携により、虐待の早期発見や早期対応に努める	虐待対応件数【令和6年度:18件、令和7年度:8件】	虐待を疑う情報提供があった場合には、関係機関と連携しながら迅速に対応する。			
				②	権利擁護の取組の推進	i	地域で自立して生活するための支援の実施	権利擁護センターみたかを中核機関と位置づけ、知的障がいや精神障がいのある人等の市民が必要なサービスを選択しながら、地域で自立して生活するための支援を行う	・相談・対応件数 【令和6年度:9,228件(前年度比+1,905件)】 うち知的障がい1,222件、精神障がい2,664件 【令和7年度:8,158件(前年度比-1,070件)】 うち知的障がい622件、精神障がい2,422件 ・成年後見制度の利用支援に関する相談・対応件数 【令和6年度:2,245件(前年度比+712件)】 うち知的障がい205件、精神障がい502件、 【令和7年度:2,182件(前年度比-63件)】 うち知的障がい142件、精神障がい320件	成年後見制度の認知度が上がり、制度に関する問い合わせ、相談が増えている。制度利用(申立)の支援をしても後見人候補者が見つかりにくいケースが出てきている			
								ii	社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応等の専門相談等を行う	毎月第2、第3金曜日に(弁護士、司法書士各1回)専門相談を実施。各日3枠予約精。	単身高齢者等の増加が見込まれることから高齢者や障がいのある方等の将来の不安について法律にかかわることの専門相談を令和8年度から実施。	

大項目		中項目		小項目		施策		内容		令和6年度・令和7年度達成状況		今後の課題や取組予定	
3	安心して住みやすいまちづくりの推進	(1)	「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	①	地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展	i	多様な活動の充実	「地域ケアネットワーク」により、居場所づくりや相談、見守り・支え合いや地域交流・多世代交流等、地域特性に応じた多様な活動の充実を支援する	地域の居場所として、誰もが気軽に参加できるサロンを実施するとともに、地域特性に応じて子育て・認知症・健康づくり、手話教室等、多様なテーマの講座を開催した。サロンや講座を通じて、会話を楽しみながら情報交換できる出会いと憩いの場となり、学びと参加者同士の交流を促すとともに、相談や見守りにつながる機会となった。	支え合い活動の運営負担が特定の担い手に集中していることが課題である。これを踏まえ、地域ケアネットワーク専用ホームページの開設や携帯型リーフレットの配布など情報発信を強化し、活動の可視化と認知度向上を図り、参加促進と担い手不足の解消につなげる。			
						ii	課題の発見と、解決に取り組むための支援	「地域ケアネットワーク」が自ら課題を発見し、解決に取り組むための支援を市が関係団体と連携して行う	各地域ケアネットワークへ継続的に補助金を交付し、主体的かつ安定的な運営を促進した。併せて、市内の大学機関や民間企業等と連携し、地域課題の解決に資するテーマで講演等を実施することで、課題の可視化と解決に向けた取組の推進に寄与した。	各地域ケアネットワークの活動をさらに発展させ、主体的に運営できるよう、地域ケアネットワークの事業実施に係る補助制度の拡充等を検討する。			
				②	重層的支援体制の整備	i	重層的支援体制の整備の推進	地域福祉コーディネーターをはじめ、庁内の様々な部署や関係機関が連携し重層的支援体制の整備を進める	市の関係部署や関係機関と連携した個別のケース会議や情報交換を実施する重層的支援体制推進会議を定期的に開催した。 【令和6年度4回、令和7年度4回】	引き続き、重層的支援体制推進会議を定期的に開催する。また、必要に応じて、「重層的支援会議」「支援会議」を臨時的に開催することで、関係機関が複合的な課題を抱えた方へ適切な支援を行えるよう多機関の協働を推進する。			
						ii	「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つの支援の一体的実施	「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を一体的に行うことで、課題の早期発見、早期対応を行う	令和6年4月から市内7地区(井の頭、東部、新川中原、連雀、西部、駅周辺、大沢)に各1人の地域福祉コーディネーターを配置し、障がい者や高齢者といった属性や世代を問わず、制度の狭間において支援が受けられない方などの福祉課題に応じて、必要な「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」につなげている。	地域福祉コーディネーターがこれまでに受けた相談や実施した支援など、蓄積された事例データ等を取りまとめ、相談者の属性や課題・支援の傾向等を分析・検証する。			
		(2)	バリアフリーのまちづくり	①	バリアフリーのまちづくりの推進	i	施設におけるバリアフリー化の推進	道路、公園、建築物等の施設について、新設や大規模な改修が行われる施設に加え、既存の施設においてもバリアフリー化を進める	【令和6年度】 ・バリアフリーのまちづくり基本構想を改定し、更なるバリアフリーのまちづくりの推進のため、各施設管理者のバリアフリー化に向けた特定事業を定めている生活関連施設(民間施設を含む)及び生活関連経路等の拡充を行った。 【令和7年度】 ・バリアフリー化の促進に向けて、生活関連施設等の特定事業の進捗管理等を行った。また、バリアフリーのまちづくり推進協議会(令和8年2月16日開催)に、進捗状況を報告し、特定事業の推進に向けた意見聴取等を行った。	引き続き、各施設管理者における特定事業の進捗管理等により、生活関連施設や生活関連経路等のバリアフリー化を促進する。			
						ii	バリアフリー化に配慮した道路空間の整備	歩道段差の解消、電柱の移設等を推進しバリアフリー化に配慮した道路空間の整備を行う	平成18年度に策定した「ベンチのあるみちづくり整備計画」に基づき、要望の多いバス停などの他に「ほっとベンチ」を設置した。 【令和6年度:8基】 【令和7年度:6基】	障がい者や高齢者の方々が安心して外出し、健康の維持増進やコミュニケーションを図るため、市内道路に休憩施設(ベンチ等)を継続して設置することにより、さらなるバリアフリー化の充実を図っていく。			
						iii	公園のトイレのバリアフリー化	市内の公園のトイレのバリアフリー化等を行い、あらゆる人が利用できる公園整備を推進する	【令和6年度】新川天神山青少年広場のトイレのバリアフリー化を実施。 【令和7年度】下連雀しらかば児童公園のトイレのバリアフリー化を実施。	令和8年度:堀合児童公園のトイレのバリアフリー化を実施予定。			
		(3)	安全安心のまちづくり	①	災害時・緊急時の対策の強化	i	日ごろの備えや避難計画等についての事前準備の啓発	災害発生に備え、三鷹警察署や三鷹消防署をはじめとした避難を支援する機関等への名簿及び避難計画の提供を進め、避難支援体制の整備を図る	災害時避難行動要支援者支援事業については、名簿の適切な管理を確保したうえで、三鷹市警察署や消防署等の関係機関と連携し、日頃からの地域のつながりづくりや、避難支援体制の整備を図った。また、市内の避難支援等関係者を対象に研修会を実施し、日常的な名簿の活用等について周知・啓発を行った。	今後、個別避難計画を作成していく中で、新たな活用方法及び地域支援者や避難支援等関係者の避難支援の体制づくりを検討し、避難支援等関係者向けの研修会などで情報共有しながら避難支援に活かしていく。			
						ii	在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成	移動等の避難行動が困難である等の特性がある在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を、東京都多摩府中保健所等と連携して作成する	【令和7年度:新規5件、更新10件】	毎年在宅人工呼吸器の使用者が増加している状況であり、計画作成を依頼している地域の訪問看護事業者及び支援者との情報共有や連携をどう深めていくかが課題。			
						iii	避難所ごとの連絡会の随時開催	避難所ごとに連絡会を随時開催し、災害発生時に即応できる体制及び対応力を強化する	「誰がどこに避難しても避難所の立ち上げ」が行えるよう、市内統一規格のアクションカード(手順書)を市内各学校避難所に先行して、井口小学校へ導入した。	令和8年度から3か年計画にて、市内22避難所へアクションカードを導入する。コロナ以降、避難所運営連絡会の開催が停滞している避難所についても、アクションカードの導入を契機として、連絡会を開催し、災害時に即応できるための体制及び対応力の強化に努める。			
						iv	福祉避難所開設・運営マニュアルの作成等の検討	事業者及び関係部署との連携を強化し、課題を抽出のうえ福祉避難所開設・運営マニュアルの作成等の検討を進める。	令和7年2月、職員向けの福祉避難所開設・運営マニュアルを策定した。令和7年度は当該マニュアルを活用した職員説明会を実施するとともに、市内の福祉避難所における開設・運営訓練を実施し、マニュアルの実効性の確保を図った。また、障がいのある方など特別な配慮が必要な(要配慮者)を安全に避難させることを目的に「今後の福祉避難所のあり方に関する基本的な考え方」を令和8年2月に策定した。	災害時に支援が必要な障がい者などの要配慮者が災害時に安心して避難生活を送れるよう環境の整備や受入体制を強化し、受入可能人数の拡大を図る。令和7年2月に策定した「今後の福祉避難所のあり方に関する基本的な考え方」を踏まえ、「特定福祉避難所等運営方針」を策定の上、本格運用を開始する。			
				②	感染症に対する備え	i	障害福祉サービス事業所等への事前準備の周知・啓発、研修等の実施	障害福祉サービス事業所等への感染拡大防止策、感染症発生時に備えた平時からの事前準備の周知・啓発等を行う	障害福祉サービス事業所等への実地指導の際に、感染症の発生に備えて業務継続計画を策定しているか、また、それに基づいた研修・訓練を実施しているか確認し、対応が不十分な事業所には指導している。	感染症の発生に備え、適切な情報提供と発生予防、拡大防止に対する事前の周知・啓発等を行う必要があると考える。また、感染症等に対する研修等の受講を推進し、発生時には事業所等がサービスを提供できるような支援を行う必要がある。			
						③	消費者被害・特殊詐欺被害等防止体制の充実	i	事業者等を通じた注意喚起の実施	消費者被害及び特殊詐欺被害等の防止について注意喚起を行う	三鷹警察署により三鷹駅前デッキに特殊詐欺被害防止の横断幕の掲出を行ったほか、防犯キャンペーンに市も協力を行った。また、市ホームページを通じて注意喚起を行ったり、自動通話録音機貸与と事業を実施した。	今後も注意喚起を継続する。	
		ii	防止・啓発	三鷹市消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置により、消費者被害及び特殊詐欺被害等の防止・啓発に取り組む	三鷹市消費者安全確保地域協議会の構成員間で被害情報を共有し、市民への啓発を行うとともに、被害防止活動に取り組んだ。			今後も被害防止・啓発活動に取り組む。					

大項目		中項目		小項目		施策		内容	令和6年度・令和7年度達成状況	今後の課題や取組予定
4	障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実	(1)	情報提供の充実	①	多様な手段による情報提供の充実	i	情報アクセシビリティの改善	障がい特性に応じた多様な手段で必要な情報を十分に入手・利用したり、コミュニケーションを図ったりすることができる環境を整備し、「三鷹市ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、情報アクセシビリティの改善を図る	広報紙については、目の不自由な方を対象に、声の広報(デジジー・カセットテープ)や点字広報を配布した。 【令和6年度:340人(声の広報)、142人(点字広報)】 【令和7年度:295人(声の広報)、115人(点字広報)】 市ホームページについては、職員及び委託事業者による公開ページのチェックを適宜行い、一定水準のアクセシビリティの確保を図った。また、音声読み上げややさしい日本語変換などにより障がい者(児)への配慮を行った。	市ホームページについては、ウェブアクセシビリティや利用者のニーズに配慮したページ構成となるように、日常的な巡回チェックの強化や全職員の意識醸成を図っていく必要がある。なお、市ホームページは令和9年1月にリニューアルを予定しており、障がい者(児)に配慮した機能は継続して導入する。
						ii	障がい特性に応じた情報提供	福祉総合案内の機能の充実を図るとともに、市職員が研修やハンドブック等で障がい特性や窓口での対応方法を学ぶことにより、障がい特性に応じた情報提供ができるよう努める	入庁2年目の職員に向けて差別解消推進に関する研修を行い、窓口での対応方法を学んだ。また、令和6年度に三鷹市差別解消法職員ハンドブックを改正し庁内に周知をした。	研修の実施やハンドブックの周知を行い、障がい特性に応じた情報提供ができるよう検討していく。
		(2)	相談機能の充実	①	だれもがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実	i	だれもが気軽に相談できる「身近な窓口」の周知	障がい者相談支援センターぼっぷや障がい者自立支援センターゆー・あい等の、まず「受け止める」窓口としてだれもが気軽に相談できる「身近な窓口」を周知する	基幹相談支援センターへの相談者に対し、ぼっぷやゆー・あいの案内を行い、「身近な窓口」としての対応実績を積み上げた。	計画相談事業所から相談者に案内できるよう、計画相談事業所に対して周知・啓発を行う。基幹への相談者には案内を継続して行っていく。
						ii	相談内容や相談者の状況に応じた相談窓口の充実	相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努める	現在も相談者の状況に応じて、電話、来所、自宅訪問及び事業所での相談についての対応は行っている。	地区担当一人が受け持つ人数が多いため、日程について調整困難な場合があり、人員配置について検討が必要である。
						iii	ピアサポートの視点をもった地域での相談の場の充実	自分を理解できる場、安心して自分を出せる場、共感してもらえる場として、ピアサポートの視点をもった地域での相談の場の充実に努める	ピアサポーター養成講座やリカバリーカレッジ講座等を実施し、ピアサポート活動について普及・啓発を行った。	ピアサポーターとしての活動機会について、周知・検討が必要である。
				②	ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制整備	i	ライフステージに応じた福祉サービス等の情報の提供	ライフステージに応じた福祉サービス等の情報を、障がいのある人や家族等の立場に合わせてわかりやすく提供する	ライフステージの転換期となる子どもから成人期、成人期から高齢期について、学校や相談支援事業所、地域包括等関係機関と連携し情報提供を行った。	切れ目のない支援を行うには、市役所のみならず関係機関の充実も欠かせないことから、相談支援事業所の充実について検討が必要である。
						ii	制度のつなぎの相談に対応する事業者の育成	相談支援事業者連絡会や三鷹市障がい者地域自立支援協議会相談支援部会において、子ども・成人・高齢者それぞれの事業者の連携を図り、制度のつなぎの相談に対応する事業者を育成する	勉強会のたちあげや相談支援部会の事例検討会等様々な機関が顔の見える関係づくりを進めている。	引き続き、障がい分野以外の事業所との連携や関係づくりの支援を行っていく。庁内各課とも密に連携できるよう、重層など既存の会議体に積極的に参加する。
						iii	支援内容を適切に引き継ぎ、支援が途切れない体制の整備	ライフステージへの移行を見据えた情報提供等の支援を行うとともに、支援内容を適切に引き継ぎ、制度や支援者が代わっても支援が途切れないような体制を整備する	ライフステージの転換期となる子どもから成人期、成人期から高齢期について、学校や相談支援事業所、地域包括等関係機関と連携し情報提供を行った。	切れ目のない支援を行うには、市役所のみならず関係機関の充実も欠かせないことから、相談支援事業所の充実について検討が必要である。
				③	障がい者ケアマネジメントの推進	i	障がい者ケアマネジメントの適切な運用の推進	個々人のケアに関する計画を作成し実施する障がい者ケアマネジメントの適切な運用を推進する	障害福祉サービスを新規で利用する場合には、サービス利用計画の作成及び相談支援事業所の案内を行った。	個々のケアに関する計画を作成するためには、相談支援事業所の充実が欠かせないため、基幹相談支援センターで行う連絡会等に加え、事業所数の充実を図る必要がある。
						i	総合的・専門的な相談業務・虐待防止等運営の充実	基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う拠点として、総合的・専門的な相談業務や虐待防止等運営の充実を図る	相談支援事業所連絡会実施回数 【令和6年度、令和7年度ともに4回】	引き続き、運営の充実を図る。
				④	地域の相談支援体制の充実	ii	相談員等の確保、育成・資質向上	相談に対応する相談員等の確保、育成・資質向上に努めることで地域の相談支援体制の充実を図る	相談支援事業所連絡会を通して、情報共有や意見交換を行い、各事業所支援を行った。	引き続き、連絡会による関係づくりや意見交換を行い体制の充実を図る。
						iii	相談支援専門員の育成	地域の主任相談支援専門員と協力して相談支援従事者初任者研修等を活用しながら、相談支援専門員の育成をう	主任相談支援専門員に、相談支援従事者研修の実習協力依頼を行った。	実習協力依頼は継続する。新たに主任相談支援専門員が市内事業所のモニタリング検証を行い、相談支援事業所の育成を図る。
				(3)	福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり	①	適切な障害福祉サービスの利用とモニタリングの推進	適切な障害福祉サービスの提供とモニタリングによる的確なニーズ把握	障害福祉サービスの利用者には、定期的な評価(モニタリング)を実施し、現在の状況把握に努め、関係機関と情報共有を行った。	定期的な評価(モニタリング)を実施するためには、相談支援事業所の充実が欠かせないため、事業所数及び支援員のスキルアップを図る必要がある。
						i	福祉サービス未利用者への対応強化	サービス未利用者の方に対し、緊急時個別支援計画～わたしのあんしんプラン～」を作成し、福祉制度を知ることや平時から体験の機会・場を活用する等の対応を進める	相談支援事業所に地域生活支援拠点事業として事業委託し、福祉制度の理解や体験の機会・場の活用を進めている。	引き続き地域生活支援拠点事業所連絡会などを通し、対応していく。

大項目		中項目		小項目		施策	内容	令和6年度・令和7年度達成状況	今後の課題や取組予定	
5	ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援	(1)	障がい児の生活支援の充実	①	発達障がい児等の支援体制の充実	i	ピアサポートを活用した、保護者の精神的不安や負担の解消	ペアレント・メンター事業をはじめとしたピアサポートを活用しながら、保護者の精神的不安や負担の解消を図る	ペアレントメンター相談会や交流会を通じて、同じ立場や先輩保護者との交流により、精神的な不安や負担の軽減が図られている。	引き続きペアレントメンター活動のバックアップを行う。
						ii	子どもと家族を包括的に支援する地域支援体制の構築	発達の課題や特性のある子どもとその保護者に対し、身近な地域における相談支援体制を整備するとともに、ペアレント・メンター事業をはじめとしたピアサポートを活用しながら、保護者の精神的不安や負担の解消を図る。また、地域における「発達障がい」への理解の促進を進め、子どもと家族を包括的に支援する地域支援体制を構築する	・ピアサポート支援事業 ダウン症児の保護者の会(ひだまりの会)は、互いの子育てを支え合う機会の場として開催した。また、先輩保護者との親の会(ままばばサロン)は「一般社団法人発達障がいファミリーサポートMarble」の方を交えて、保護者同士が子育ての工夫や地域の子育て情報を共有する場として開催した。 ・ダウン症の親の会(ひだまりの会)参加人数 【令和6年度:20人、令和7年度:16人】 ・先輩保護者との親の会(ままばばサロン)参加人数 【令和6年度:13人、令和7年度:6人】 ・ペアレントメンター事業 相談人数 【令和6年度:個別19人、グループ11人】 【令和7年度:個別21人、グループ19人】 ・地域支援セミナー 子ども発達支援センターの役割や取り組みを発信するとともに、地域における支援力の向上を図ることによって、障がいのある子どもの地域社会への参加・包摂を推進するため、市内保育所等の支援者を対象としたセミナーを実施した。 実施回数・参加人数 【令和6年度:2回・92人、令和7年度:2回・74人】	ピアサポート事業の参加率は高くはないものの、同じ立場の保護者との交流により、精神的な不安や負担の軽減が図られていることから、より参加しやすい事業となるよう内容等について工夫し、事業を継続していく。 ペアレントメンター事業については、メンター育成が継続した課題ではある。 子どもと家庭を包括的に支援する地域支援体制の構築については、対象者を広範囲にするなど、更に検討が必要である。
					i	子ども発達支援センターを中核とした幅広い専門性に基づく発達支援	子ども発達支援センターを中核とし、子育て支援施設や児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等に対するコンサルテーションを行い、幅広い専門性に基づく発達支援に取り組む	・児童発達支援事業(くるみ幼児園) 高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な子どもと家庭に対し、地域での生活に必要な力をつけるため、発達課題に応じたグループ編成のもと、集団での生活を基盤に、多職種連携による子ども一人ひとりへの発達支援を行った。 在籍児童数(定員32人) 【令和6年度:31人、令和7年度:30人】	児童発達支援事業所連絡会や視察・見学の機会を捉え、くるみ幼児園での支援内容や取り組みを伝えることにより、地域の事業所等における支援の質の向上につなげている。 引き続き、視察や見学を積極的に受け入れ、くるみ幼児園における発達支援の実践に基づき、子育て支援施設等に対するコンサルテーションを行っていく。	
				②	障がい児等の発達支援の充実	ii	インクルージョンの推進	子どもの育ちを保障し、地域で生活していくためのインクルージョンの推進を図る	・事業公開 子ども発達支援センターの事業を地域に公開することによってインクルージョンの推進を図る。 令和6年度・令和7年度 視察や見学、実習生を積極的に受け入れ、子ども発達支援センターの事業説明を行った。	令和8年度は事業公開を実施することにより、インクルージョン推進の意義等について理解の促進を図る。定期的に事業公開を行い、継続した啓蒙活動を行っていく。
						iii	安全・安心に過ごせる環境づくり	保育所等訪問支援事業により、障がい児等が小学校等で安全・安心に過ごせる環境をつくり、集団生活を送ることを支援する	・保育所等訪問支援事業 保育所等に通園している障がいや発達に課題のある児童で集団生活における支援が必要な子どもに対し、個別支援計画に基づき訪問支援員が保育所等を訪問し、専門的な支援を直接的、間接的に行い、集団生活への適応を支援した。 契約人数・述べ人数 【令和6年度:19人・104人、令和7年度:18人・98人】	利用にあたっては、計画相談、受給者証の取得や利用契約等の煩雑な手続きが必要であるため、丁寧な案内を行っている。 事業評価では利用者の満足度が高い事業であり、今後も受け入れ先園との調整、事前・事後のカンファレンスを通して、子どもの発達段階と特性を踏まえた関わり方や所属園の環境調整方法等を共有し、子ども本人、家族及び訪問先施設職員に対する支援を継続していく。 なお、就学後の子どもへの支援については、行っておらず、事業実施に向けては人員体制を含めた検討が必要である。
				③	障がい児等に対する地域の保育力向上	i	保育の質の向上	認可保育園や幼稚園、親子ひろば事業において、保育所等訪問支援事業や巡回発達相談、専門研修等の実施により、障がい児等を含めた保育の質の向上に取り組む	【巡回発達相談】 市内の保育所等からの依頼により、専門療法士と相談員が保育所等を巡回し、障がいの有無に関わらず、子どもが所属園での生活をスムーズに送れるよう、子どもへの関わり方や支援方法、環境調整等について助言を行った。 実施園・述べ人数 令和6年度 64園・471人 令和7年度 62園・419人 【子育て支援施設職員専門性向上研修】 全ての子どもが地域の中で健やかに成長していくことができるよう、子育て支援施設職員の専門性向上を目的とした研修を実施した。 実施回数・参加人数 令和6年度 15回・88人 令和7年度 1回・92人	【巡回発達相談】 日々の保育・教育活動に活かせる適切な助言となるよう、研究が必要である。 【子育て支援施設職員専門性向上研修】 令和6年度までは1園に対し、集中的な研修を行ってきたが、対象園の研修負担等も考慮し、令和7年度は全園を対象とした研修会とした。 令和8年度は専門性向上研修と地域支援セミナーを統合し、保育園等における発達支援に関する専門知識と技術の向上を図る。
						i	民間児童発達支援事業所の質の向上	民間の児童発達支援事業所に向けて、事業者連絡会等を行い、専門研修やコンサルテーション等の実施により、地域全体の質の向上に取り組む	【児童発達支援事業所連絡会】 実施回数・述べ参加人数 令和6年度 3回・41人 令和7年度 3回・41人 【放課後等デイサービス事業所連絡会】 実施回数・述べ参加人数 令和6年度 3回・69人 令和7年度 3回・72人 【児発・放デイ合同研修会】 研修実施回数(参加人数) 令和6年度 2回(35人) 令和7年度 4回(53人) ※その他、令和7年度に市内の児童発達支援事業所の訪問見学を実施し、地域資源の把握に努めた。	連絡会を通して事業所の課題の把握に努める。 引き続き、研修を通し従事職員の専門性の向上を図っていく。子ども発達支援センターのコンサルテーションの充実に向けて、対応困難な事例検討の場を設けるなど、地域の支援力向上につながる取り組みを行っていく。

大項目		中項目		小項目		施策		内容		令和6年度・令和7年度達成状況		今後の課題や取組予定	
5	ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援	(2)	障がい者の生活支援の充実	①	地域生活支援拠点の機能の充実	i	地域生活支援拠点機能の充実に向けた整備	障がいのある人が、地域で自分らしく安心して暮らし続けるために必要な支援を地域の支援機関等が連携して提供する地域生活支援拠点機能の充実に向けた整備を進める	地域生活支援拠点連絡会を年6回実施し、情報共有・ケース検討・支援方針検討を行った。	事業所等連携委託費・宿泊棟体験調整委託費を新設し、相談支援専門員の実働部分に対する委託費を払うことで、機能の充実を図る。			
						ii	体験の機会・場の提供や専門的人財の確保・養成	「相談機能の充実」を中心に進め、体験の機会・場の提供や専門的人財の確保・養成等の充実を図る	【地域生活支援拠点連絡会実施回数】令和6年度：6回、令和7年度：6回	引き続き、連絡会による相談機能の充実を図る。また委託費の新設による事業への取組			
				②	高齢障がい者への支援	i	介護サービス事業者等との分野横断的なサービスの連携	障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢福祉分野の福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、介護サービス事業者等との分野横断的なサービスの連携や情報提供等に取り組む	ライフステージの転換期となる成人期から高齢期については、利用しているサービス事業所及び相談支援事業所、地域包括支援センター等関係機関と連携し、支援内容の引き継ぎ及び利用者への情報提供を行った。	高齢者福祉分野への円滑なサービス移行については、支援内容の適切な引き継ぎ及び制度案内等が必要になることから、十分な連携と情報提供をするために研修会等でスキルアップを図っていく。			
						ii	「共生型サービス」事業者の参入の推進	「共生型サービス」事業者の参入を進める	障害福祉サービスから介護保険サービス等への利用者の円滑な移行を図るため、「共生型サービス」の情報収集を行った。	人員不足の事業所が多い中で、どのような取組ができるのか検討する。			
				③	地域生活支援の充実	i	病院や入所施設からの退院・退所後の障害福祉サービスや関係機関への連携	病院や入所施設からの退院・退所後の障害福祉サービスや関係機関への連携により地域での生活を支える	総合相談や専門相談として、障害福祉サービスにとどまらず各種サービスにつながるよう、各機関と連携した。	引き続き連携して、対象者の地域生活を支える体制を構築する。			
						ii	地域活動支援センターの機能向上	地域活動支援センターの機能向上等により、日中の活動場所の確保に努める	地域活動支援センター2箇所について着実な運営に努め、日中の活動場所を確保した。	運営状況や利用者の状況を踏まえ、事業者と連携しながら機能向上について検討を進める。			
						iii	住宅に関する相談事業の充実	市営住宅・都営住宅等の公営住宅の申込みに関する相談への対応等とともに、きめ細かい住宅に関する相談事業の充実を図る	窓口、電話対応などの際に相談内容に応じてきめ細かく対応するとともに令和7年10月に相談窓口「みたか住まい探しサポート」をスタートした。	相談窓口の運営内容について居住支援協議会等での検証し必要に応じて改善していく。			
				④	精神障がい者施策の充実	i	地域生活の継続を可能とする支援体制の強化	指定相談支援事業者や関係機関と連携するとともに、アウトリーチ事業等も活用しながら、地域生活の継続が可能となるような支援体制の強化を図る	指定相談支援事業所、各機関、アウトリーチ事業を活用し、支援体制の強化を図った。	引き続き支援体制の強化を図る。			
						ii	「日中サービス支援型共同生活援助」の整備の推進	複合的な課題を抱えた重度の精神障がいのある人等が、地域生活をするうえで、より手厚い支援を受けられる「日中サービス支援型共同生活援助」の整備を進める	日中サービス支援型共同生活援助事業所の開設が2件あり、障がい者地域自立支援協議会で運営状況について報告を受けた。	日中サービス支援型共同生活援助の運営について、引き続き状況報告を求めていく。			
						iii	三鷹市精神保健福祉地域ネットワーク協議会を中心とした支援体制の充実	三鷹市精神保健福祉地域ネットワーク協議会を中心に支援体制の充実を図る	令和7年度是三鷹市精神保健福祉地域ネットワーク協議会を2回開催し、「精神障がい者住まいの確保について」「日中支援型グループホームでの支援の実際」について、関係機関とグループワークを交えて検討した。	ネットワーク協議会では、引き続き精神障がい者の「住まい確保」「ピアサポートの活用」「普及・啓発」について検討していく。			
						i	相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加の推進	発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等の生活ニーズ等を適切に把握し、相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加を推進する	専門相談や当事者の会、その他ボランティア団体等も活用し、自立生活支援や社会参加を推進した。	引き続き相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加を推進する。			
				⑤	発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援	ii	専門家による相談会の実施	発達障がいや高次脳機能障がいのある人及びその家族を対象とした専門家による相談会の実施を進める	発達障がい相談会：年6回実施 高次脳機能障がい相談会：年6回実施 高次脳機能障がい当事者の会(HALOの会)5回実施。	高次脳機能障がい相談会は全6回土曜開催だったが、平日開催希望もあり、火曜3回土曜3回に変更する。 高次脳機能障がい者当事者の会は、会場である食茶房むうぶが改修工事のため使用できず、市役所会議室で開催していた。工事が終わり次第会場をむうぶに戻す。			

大項目		中項目		小項目		施策	内容	令和6年度・令和7年度達成状況	今後の課題や取組予定	
5	ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援	(3)	家族支援の充実	①	医療的ケア児・者への支援体制の充実	i	重症心身障害児生活支援協議会・市内の連絡会における支援体制の検討及び縦横の連携促進	保健・医療・障がい福祉・保育・教育等、関係機関の連携につながる重症心身障害児生活支援協議会の場や市内の連絡会において、支援体制の検討及び縦横の連携促進を図る	・医療的ケア児関係者連絡会 令和6年度・令和7年度ともに2回実施し、連携した支援体制の検討を行った。 ・重症心身障害児生活支援協議会 協議会会長：秋山千枝子先生。並行保育利用児や医療的ケア児の情報共有や支援体制について検討を行った。	引き続き医療的ケア児関係者連絡会の実施する。
						ii	医療的ケア児コーディネーターを中心とした支援体制の推進	医療的ケア児コーディネーターを中心とした、医療的ケア児に対する総合的な切れ目のない支援体制を推進	医療的ケア児関係者連絡会を年2回実施し、市内で情報共有を行い、各関係部署で連携し、支援方法の確認を行った。	障がい者支援課だけでなく、市内関係部署に医療的ケア児コーディネーターを複数配置が望ましい。
				②	「育てにくさ」への支援	i	「子育て支援プログラム」を活用した、療育の視点を生かした子育て支援	総合保健センターと子ども発達支援センターの連携により確立した「子育て支援プログラム」を活用し、療育の視点を生かした子育て支援を実施する	【子育て支援プログラム(こいぬ・こねこプログラム)】 子育て支援プログラムでは、乳幼児期の子どもの発達や親子のかかわりの大切さをテーマとした講座3回と実践(遊び)のプログラムを10か月間にわたり、交互に実施した。1歳6か月児健康診査の対象者全員に、親子の情緒的な絆や関係性の構築を目指し、ポピュレーションアプローチで実施した。障がいがあってもなくても、親子で一緒に楽しむ経験から子育てに自信をもって向かうための保護者支援を行った。 参加者の増加を図るため、令和6年度は一歳半健診で保健師がプログラムのデモンストレーションを実施した。 (こいぬ)令和6年度：212人、令和7年度：201人 (こねこ)令和6年度：90人、令和7年度：88人	参加した親子では、親のかかわりの変化や家庭でのやりとりが増えたことで、子どもの応答性の変化を親が実感するケースが多い。一方で、親の就労や就園率向上の影響で参加率が伸びないことが課題である。更に、参加の継続も課題である。障がいの有無にかかわらず、子育てに負担感があり、自らの子育てに自信を持ってないことから、誰かに預けて子育てを担ってもらうことを望む親も少なくない。参加を継続してもらうためには、講座での動機づけや親子を支える個別支援を行い、「活動」を通して、親が子どもにかかわることの大切さを実感できる機会となるよう、引き続き働きかけていく。
							③	障がい児・医療的ケア児の保育環境等の整備	i	認可保育園等や学童保育所における障がい児保育の充実
				ii	医療的ケア児の保育園等の受入体制整備	医療的ケア児の保育ニーズの高まりに対応するため、子どもの特性に応じた受入体制を整備し、保育園等での受入れを行う。			医療的ケア児の保育ニーズの高まりに対応するため、児童の特性に応じた子どもの特性に応じた受け入れ態勢等を検討し、令和6年度の4名に加え、令和7年度は5名の受け入れを実施した。	医療的ケア児保育を実施するにあたり、加配する保育士及び訪問看護師の確保や調整が課題である。
				④	発達支援の入り口としての相談機能の充実	i	地域における身近な子育て支援施設としての相談機能の充実	子ども発達支援センターを中核として、地域における身近な子育て支援施設を基盤に、相談機能の充実を図る	・利用者支援事業(たかのご相談) 子育てのあらゆる相談に応じ、必要な情報提供を行った。 令和6年度：216人、令和7年度：172人 ・地域子育て相談事業(親子ひろば) 子育てに対する不安等について相談支援を行った。 令和6年度：255人、令和7年度：229人 ・外来相談 子育てや発達に関する相談支援を行った。 令和6年度：598人、令和7年度：620人 ・医療相談 令和6年度：76人、令和7年度：66人 ・専門相談 令和6年度：312回、令和7年度：312回	令和7年度は全ての発達相談の入り口として、子育てと発達に関するあらゆる相談に対応し、必要な支援メニューを着実に案内できるよう、相談後の支援の流れの統一を図った。 今後は相談のしくみを定着させ、我が子の発達の課題に気づき、不安に感じている保護者に寄り添い、子どもの発達過程や特性等のアセスメントに基づき、多職種連携による適切なアプローチを行えるようにする。
							ii	親の育ちを応援する相談支援	保護者の思いを受け止めながら、保護者が主体的に前向きに子育てに向かえるよう、親の育ちを応援する相談支援に取り組む	・相談支援プログラム(にじいろプログラム) 年齢に応じた小集団プログラムによる活動を通して、子どもの育ちや発達の姿を共有し、保護者が前向きに子育てに向かえるよう、家庭で取り組める関わり方や環境調整等に係る具体的なアドバイスを行った。 ・相談支援プログラム(にじいろプログラム) 令和6年度：241人、令和7年度：189人
				⑤	障がいの重度化・高齢化に伴う家族支援の充実	i	地域の複数の機関相互連携による家族等の不安の軽減	基幹相談支援センターや市内の相談支援事業所、一時保護施設等、地域の複数の機関が相互に連携して支援し家族等の不安の軽減を図る	地域生活支援拠点連絡会を中心に、各事業所と連携して本人・家族等に対するきめ細やかな支援を実施した。	各相談者により負担や不安が異なるが、各事業所で丁寧に関わることで、連絡会で共有し検討を重ねる子どもを通じて、相談者にあった支援体制を構築していく。

大項目		中項目		小項目		施策		内容		令和6年度・令和7年度達成状況		今後の課題や取組予定	
6	社会参加の推進	(1)	社会参加の推進	①	多様な手段による移動支援の充実	i	ガイドヘルパーの派遣	ガイドヘルパーの派遣等を通じて、地域での活動に参加しやすい環境整備を図る	知的障がい者の移動支援に係るガイドヘルパー養成講座を実施した。	ガイドヘルパーの担い手不足が顕著であり、養成講座の在り方や報酬の見直し等の検討が必要である。			
						ii	コミュニティ交通の運行	市内の交通不便地域において、コミュニティバスや予約型乗合交通等のコミュニティ交通の運行により移動利便性の向上を図る	西部及び井の頭エリアにおいてAIデマンド交通の実証運行を実施し、令和7年4月から本格運行へ移行した。	コミュニティバス北野ルートの利便性向上に向けた取組として、北野エリアにおいてAIデマンド交通の実証運行を実施する。			
						iii	福祉有償運送事業者への支援	市内で運営されている福祉有償運送事業者(NPO法人みたかハンディキャブ)への支援を行う	福祉有償運送事業者(NPO法人みたかハンディキャブ)の運営費等を補助した。	引き続き福祉有償運送事業者(NPO法人みたかハンディキャブ)の支援を行っていく。			
						iv	福祉タクシー券(助成券)の配付	公共交通機関の利用が困難な障がいのある人に対して福祉タクシー券(助成券)を配付し、移動手段の確保に取り組む	福祉タクシー券(助成券)の配付により、公共交通機関の利用が困難な障がい者の外出及び社会参加機会の増加と福祉の増進を図った。	利便性の向上を目的に、多様な交通手段への対応が課題となっている。			
				②	多様な手段によるコミュニケーション支援の充実	i	手話通訳者、要約筆者、読み書き支援員等の派遣	手話通訳者、要約筆者、読み書き支援員等を派遣し、意思疎通の円滑化を図る	「手話言語デー」「デフリンピック」に関するチラシの配布や展示を行うとともに、令和7年度の広報みたかでは手話に関する特集を組み、手話通訳者、要約筆者、読み書き支援員等を派遣についての周知を図った。	引き続き市民への周知を行っていく。			
		(2)	就労の推進	①	多様な働き方の推進	i	多様な雇用・就業機会の確保	「障がい者就労支援センターかけはし」を、市内の就労支援ネットワークの拠点として位置づけ、ハローワーク、就労支援事業所等との連携のもと、多様な雇用・就業機会の確保に努める	就労の準備段階やニーズに合わせ、就労セミナーや、出張講座の実施、また、就労後も職場定着、生活支援について関係機関と連携を取りながら支援した。また、短時間就労に関して、ニーズ等の把握をするためのアンケート調査を基に、福祉事業所と市内企業を結びつける取組を行った。	・1人ひとりのニーズに合わせた多様な雇用・就業に向けた取組や支援を行っていく。 ・三鷹市障がい者就労支援センターかけはしの運営支援を引き続き行っていく。			
						ii	様々な雇用事例や補助制度等についての情報提供	雇用者向けのパンフレットの作成、配布や「障がい者の就労を考えるつどい」等を活用して様々な雇用事例や補助制度等についての情報提供を行う	三鷹市・武蔵野市・ハローワーク三鷹主催で「障がい者の就労を考えるつどい」を実施した。企業に就労している当事者にも登壇してもらい、雇用者などに向け障がい者雇用の周知や情報提供を行った。	引き続き雇用者などに向け障がい者雇用の周知や情報提供を行う。			
						iii	企業側と福祉側の相互のネットワークの構築	企業等へ積極的に働きかけだけでなく、企業側と福祉側の相互のネットワークの構築や顔が見える関係づくりを進める	三鷹市障がい者地域自立支援協議会就労支援部会の取組として、短時間就労を目的に企業と福祉事業所を結びつける取組を行った。	引き続き企業等へ積極的に働きかけ、関係づくりを進めていく。			
				②	福祉的就労の充実	i	障がい者就労支援施設への運営費補助	障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図る	「三鷹市障がい者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱」を基に障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図った。	引き続き障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図っていく。			
						ii	「共同受注」の取組及び事務局機能の体制強化の検討	障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業(びゅあネット事業)を中心に、障がい者福祉施設のネットワークを活用した「共同受注」の取組及び事務局機能の体制強化についての検討を進める	障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業(びゅあネット事業)を中心に「共同受注」の取組及び事務局機能の体制強化についての検討を進めた。	障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業(びゅあネット事業)を中心に「共同受注」の取組及び事務局機能の体制強化についての検討を進めていく。			
				③	就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携	i	就労後の職場定着の推進	就労後の職場定着を推進するため、「障がい者就労支援センターかけはし」を中心に、障がいのある人、家族、企業への助言等きめ細かな支援を行う	就職後も企業や障がい当事者に支援を行い、企業と当事者本人の建設的対話を推進した。	引き続き障がいのある人、家族、企業への助言等きめ細かな支援を行っていく。			
				(3)	スポーツ・芸術・文化活動等の推進	①	スポーツ活動の充実	i	障がい者スポーツの普及	ポッチャや車いすバスケットボール等の障がい者スポーツの普及のほか、市内の施設だけでなく東京都パラスポーツトレーニングセンター等の市外施設を活用した取組を推進する	障がい者スポーツの普及と障がいの理解の促進を図るため、ポッチャみたかカップの開催や車いすバスケットボールの体験会を実施した。	一部、参加者数が伸び悩んでいるイベントがある為、広報・ホームページのほか、XやLINEなどのSNSを活用して幅広く効果的な情報発信に取り組む。また、武蔵野の森総合プラザなどの市外施設を活用した市民向けスポーツイベントの開催についても検討していく。	
										ii	芸術・文化活動のための環境づくりの推進	芸術・文化活動のための環境づくりを推進し、みたかカラフルアート(障がい者作品展)や、アール・ブリュットみたかの開催等の支援を行う	(芸術文化課)令和6年度に市が主催者としてアール・ブリュットみたか展覧会を初めて開催し、令和7年度も引き続き同事業を継続して行った。
						②	生涯学習の充実	i	「生涯学習センター」における学習活動支援	「生涯学習センター」において、障がいのある人も参加できるように、学習活動支援を行う	生涯学習センターで開催した「三鷹市生涯学習センターフェスティバル特別講演」において手話通訳者を配置した。(令和6・7年度)また、障がい者団体の生涯学習センターの施設利用料は全額免除している。(令和6・7年度)	引き続き、必要に応じて講座等での手話通訳者の配置などを実施していく。	
										ii	図書館利用における生涯学習の充実	図書館利用における支援や障がいのある人向けの図書サービスの充実、ボランティアによる支援等を通じて、生涯学習の充実を推進する	令和6年度:対面朗読サービス(利用者3名に対し延べ300回実施)、録音図書(新規作成2タイトル、貸出168タイトル)、配達サービス(利用者2名に対し延べ5回実施) 令和7年度:対面朗読サービス(利用者3名に対し延べ181回実施)、録音図書(新規作成1タイトル、貸出165タイトル)、配達サービス(利用者3名に対し延べ42回実施)

大項目		中項目		小項目		施策		内容	令和6年度・令和7年度達成状況	今後の課題や取組予定
7	障がいのある人を支える地域の基盤整備	(1)	福祉人材の確保・定着	①	障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着	i	養成講座等の実施・福祉の仕事についての周知啓発	ガイドヘルパー養成研修、地域ボランティアの養成講座等の実施や福祉の仕事についての周知啓発に努める	毎年知的障がいガイドヘルパーの養成研修及び精神障がいホームヘルパースキルアップ講座を行っている。また、障がい福祉に関する仕事の周知・啓発を行うため、小学4年生、中学2年生に向けたパンフレットを作成し、配布を行った。	養成講座への申込者数が年々減少しており、周知を含め、講座の取り組み方について検討する必要がある。福祉の仕事については、引き続き周知啓発に努める。
						ii	地域の関係機関との連携	地域での就職相談会等を地域の関係機関と連携して取り組む	三鷹市社会福祉協議会で実施している福祉のしごと相談・面接会に障がい分野の事業所も参加しているため、相談会実施の際には、社協と連携して障害福祉サービス事業者への周知を図った。	多くの障害福祉サービス事業者が参加できるよう、引き続き三鷹市社会福祉協議会と連携しながら取り組んでいく。
						iii	実務者のスキルアップ体制づくり	実務者が情報交換できる場や事例検討を通した研修会等を実施し、スキルアップや実務者同士が支え合える体制をつくる	障害福祉サービス事業所等で働いている実務者のキャリアアップのため、資格取得や研修受講費用に係る費用の助成を行った。	引き続きスキルアップや実務者同士が支え合える体制を検討していく。
						iv	管理職、リーダー層のマネジメント力向上	管理職、リーダー層のマネジメント力向上のための研修等の実施に向けた支援を進める	相談支援事業所に対しては主任相談支援専門員の協力を得ながら初任・現任研修に参加し、育成に務めた。令和8年度からは5人の主任専門相談員となった。	相談支援事業所の支援を行っていく。
						v	働きやすい魅力的な職場環境づくりの事業者支援	業務の効率化等を推進するための事業者支援について事業者等の意見を反映しつつ取り組む	東京都が実施する職場環境改善等を行うことができる事業を市内事業所に周知した。	引き続き事業所が働きやすい魅力的な職場環境づくりを行うことができる事業の周知を行っていく。
				②	ピアサポート活動の推進	i	ピアサポーター等の育成	ピアサポーター養成講座やリカバリーカレッジ講座等の実施によってピアサポーター等の育成を行う	ピアサポーター養成講座やリカバリーカレッジ講座等を実施し、ピアサポート活動について普及・啓発を行った。	ピアサポーターとしての活動機会について、周知・検討が必要。
						ii	ピアサポート活動の普及・啓発及び環境の整備	ピアサポート活動の有効性について発信し、活動の普及・啓発に努める	三鷹市精神保健福祉地域ネットワーク協議会のなかで、ピアサポーターの取組について報告を行った。	ピアサポーターとしての活動について、さらに啓発の機会を設けることが必要。
		(2)	サービスの質の確保	①	指導監査等の充実	i	効率的な運営と質の確保を図る指導及び監査の実施	事業運営を行う社会福祉法人に対する指導及び監査について、適切な実施により法人の効率的な運営と質の確保を図る	令和6年度は4法人、令和7年度は5法人に対して指導監査を実施した。	指導監査は高度な専門性を要する業務である一方、担当職員が兼務により対応している。実施体制の充実や経験の蓄積が進みにくいことから、安定的な検査水準を確保する上で課題がある。また、人事異動に伴う担当者交代により知識・ノウハウの継承が難しく、継続的に一定水準の指導監査を実施できる体制の整備が必要である。
						ii	サービス内容の適切な運用と質の確保に向けた実地指導の実施	障害福祉サービス事業者等に対する実地指導を適切に実施し、サービス内容の適切な運用と質の確保に努める	令和6年度6件、令和7年度6件の実地指導を実施し、指摘事項があった場合は改善状況まで確認しました。また、改善が難しい事業所には、東京都と連携して対応にあたりました。	引き続き東京都とも連携しながら、実地指導を適切に実施していきます。今後は、システムを活用した実地指導の方法も検討していきます。
						iii	第三者評価事業の受審の推進	福祉サービスの第三者機関における評価事業の受審を推進するとともに、評価結果を公表し良質なサービスを提供する事業者を支援する	日中活動系サービス推進事業において、第三者評価を推進し、申請があった事業所に対し支援を行った。 【第三者評価受審：令和6年度8件、令和7年度6件】	第三者評価の受審費用の一部助成や、都作成の啓発資料等を活用し、事業所に受審を促進するよう啓発に努める。
				②	事業者の連携体制の強化	i	事業者間の連携体制の構築	事業者連絡会を通じて事業者間の連携を深め、複数の事業者による利用者支援体制を構築する	令和6年度より施設入所、共同生活援助事業者による居住支援連絡会を開催し、事業者間で情報共有や意見交換などを行った。	引き続き事業者間の連携を推進していく。
		(3)	施設整備の推進	①	市施設の効果的な運用	i	施設改修等の着実な実施	公設施設の老朽化等に伴う、施設改修等の着実な実施により、安心して施設を利用できるよう維持保全に取り組む	新都市再生ビジョンに基づき、下連雀複合施設、北野ハビジネスセンターの改修工事を実施した。また、福祉コアかみれんの改修設計を実施した。	新都市再生ビジョンに基づき、令和8年度に福祉コアかみれんの改修工事を実施する。また、令和9年度以降に新川作業所の昇降機更新工事を実施予定。
						i	施設改修等に伴う効果的な運用方法の検討	福祉コアかみれんや下連雀複合施設の老朽化等に伴う施設改修等に合わせ、市施設の利用について効果的な運用ができるよう、活用方法を検討する	施設を使用している事業者と連携して活用方法を検討し、改修設計を実施した。	改修が完了し施設の運用が始まったら、また事業者にはヒアリング等実施し、活用状況等確認していく。
				②	障がい者福祉施設の整備	ii	日中活動の場・居住の場の施設整備についての支援	日中活動の場や居住の場の確保に向けて、適切な施設整備についての支援を推進する	調布基地跡地に三市(三鷹・調布・府中)共同でグループホームを開設し、施設整備について補助を行った。	障がい者の障がいの程度の重度化などにより、市内施設に対する期待も変化し、利用者のニーズに応えながら施設整備補助を行っていく。
						iii	調布基地跡地福祉施設整備	重症心身障がいや重度知的障がいのある人等を主な対象とした2施設の開設に向けて、事業者、東京都、府中市及び調布市と連携して整備を進める	事業者、東京都、府中市及び調布市と連携しながら施設の整備について着実に進め、令和8年4月に開設した。	新規開設後の運営状況については、連絡会等を通じて適切に把握していく。引き続き事業者や府中市、調布市と連携しながら重症心身障がいや重度知的障がいのある人等への支援を進めていく。